

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成26年1月23日(木)

開会 13時00分

閉会 14時52分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 岩崎恭典委員長、前田光久委員、森脇健夫委員、柏木康恵委員
山口千代己教育長

欠席者 なし

4 出席職員

教育長 山口千代己(再掲)

副教育長 真伏利典、次長(教職員・施設担当) 信田信行

次長(学習支援担当) 白鳥綱重、次長(育成支援・社会教育担当) 野村浩

次長(研修担当) 西口晶子

教育総務課 課長 荒木敏之

教職員課 課長 梅村和弘、班長 小宮敬徳、班長 吉田淳、主幹 加藤真也
主幹 奥出博之

福利・給与課 課長 紀平益美、課長補佐兼班長 堀内英樹、班長 森川有可里

小中学校教育課 課長 鈴木憲、課長補佐兼班長 谷口雅彦

指導主事 奥川麻紀子

社会教育・文化財保護課 課長 田中彰二、班長 竹田憲治、技師 角正淳子

子ども安全対策監 倉田幸則、生徒指導課 課長補佐兼班長 今田禎浩

5 議案件名及び採択の結果

	件名	審議結果
議案第40号	職員の懲戒処分について	原案可決
議案第41号	専決処分の承認について	原案可決
議案第42号	三重県指定文化財の指定について	原案可決

6 報告題件名

	件名
報告1	平成26年度三重県立学校実習助手採用選考試験の結果について
報告2	「三重県 心のノート」作成について
報告3	三重県いじめ防止基本方針(案)について

- 報告 4 三重県記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財の選択について
- 報告 5 三重県指定有形文化財の解除について

7 審議の概要

・開会宣言

岩崎恭典委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（平成25年12月19日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

・議事録署名人の指名

森脇委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第40号は人事管理に関する案件のため、議案第42号は内容に個人情報が含まれるため、報告3は意思形成過程であるため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第41号を審議した後、非公開の議案第40号及び議案第42号を審議し、非公開の報告3の報告を受けた後、公開の報告1、報告2、報告4及び報告5の報告を受ける順番とすることを承認する。

・審議事項

議案第41号 専決処分の承認について（公開）

（紀平福利・給与課長説明）

議案第41号 専決処分の承認について

平成25年12月20日急施を要したため、別紙のとおり公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を専決処分したので、これを報告し承認を求める。平成26年1月23日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、急施を要したため三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを報告して承認を求める。

これが、この議案を提出する理由である。

この規則改正については、平成25年12月20日に県議会において議決され、平成26年1月1日から施行されました公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴い必要な改正を行ったもので、条例と合わせて規則を同日付けで施行する必要性がありましたので、専決処分を取らせていただきました。

改正内容につきましては、公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正により、新たに定年前早期退職者募集制度を設けることとしたところですが、規則において、そ

の実施にあたり必要となる様式を定めるとともに、その他関係する規定の整備を行うものです。

どうぞよろしく申し上げます。

【質疑】

委員長

議案第41号についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。 -

・審議事項

議案第40号 職員の懲戒処分について（非公開）

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第42号 三重県指定文化財の指定について（非公開）

社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

報告3 三重県いじめ防止基本方針（案）について（非公開）

子ども安全対策監が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

報告1 平成26年度三重県立学校実習助手採用選考試験の結果について（公開）

(梅村教職員課長説明)

報告1 平成26年度三重県立学校実習助手採用選考試験の結果について

平成26年度三重県立学校実習助手採用選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。平成26年1月23日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長。

資料をご覧ください。平成26年度採用の県立学校実習助手の試験の結果です。試験日、試験内容ですが、申込みは平成25年11月1日から11月28日にさせていただき、平成25年12月21日土曜日に試験をさせていただきました。試験内容は、筆答試験、小論文、面接です。

2番が結果です。教科・科目が5つあり、理科、農業、工業の機械系と電気・電子・情報系、商業です。それぞれの採用見込数がございます。採用見込数が全体で13名、申込者が75名、受験者が63名、合格者が12名、各教科・科目別の数は下の表のとおりです。

この試験は一般選考と障がい者を対象とした特別選考と2つの選考がありました

が、今回の申込者全てが一般選考の申込者でして、障がい者を対象とした特別選考の申込者はいませんでした。

試験の結果については、それぞれこのように合格者を決定させていただいて、去る26年1月17日に合格発表をさせていただきました。

【質疑】

委員長

報告1については、いかがでしょうか。

農業は結局、合格者数が採用見込数に及ばなかった。

教職員課長

ご説明が漏れまして申し訳ございません。合格の基準に満たなかったということで、採用見込数2名のところを1名の合格となっています。

委員長

この合格された方々は、大体4月には任用されるんですか。

教職員課長

原則、4月1日の任用となります。

教育長

農業1人を採用してないとするの。

委員長

必要だから採用しようと思ったということなのに。

教職員課長

そこは臨時職員で対応をせざるを得ないかと思えます。これだけを見ますと、それしか仕方がないと思っていますが、全体の人事異動なり他の退職者の状況等いろいろありますので、全体での判断にはなると思えます。

委員長

よろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

・審議事項

報告2 「三重県 心のノート」作成について（公開）

(鈴木小中学校教育課長説明)

報告2 「三重県 心のノート」作成について

「三重県 心のノート」作成について、別紙のとおり報告する。平成26年1月23日提出 三重県教育委員会事務局 小中学校教育課長。

別紙の1ページをご覧ください。「三重県 心のノート」作成の趣旨について説明をさせていただきます。まず、作成の趣旨ですが、学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえて、児童生徒が道徳的価値の自覚を深めるとともに、そのことを通して自己の生き方についての考えを一層深めることができるように、県作成の郷土学習教材「三重の文化」から、郷土の文化や産業の発展に貢献した人物等に関する題材を選んで、道徳

の時間などに活用する教材として作成をしております。

次に、教材の概要ですが、1つ目の「構成」につきましては、「三重県 心のノート」は、小学校低学年用、中学年用、高学年用、中学校用の4分冊となっております。平成24年度は、小学校高学年用及び中学校用を第1部と第2部の2部構成で一体のものとして作成をさせていただきました。お手元にその冊子を配付させていただいたところです。この第1部については、文部科学省作成の「心のノート」、そして第2部は、教材「三重の文化」の内容を題材として本県独自に新たに作成した教材です。これを小学校の高学年用、そして、中学校用ということで昨年度作成をさせていただきました。

平成25年度は、小学校低学年用及び中学年用を現在作成しておりますが、平成25年度から文部科学省作成の「心のノート」が、再びすべての小中学校の全児童生徒に配付されることになったことから、「三重県 心のノート」の今年度作成をしております小学校低学年用及び中学年用につきましては、教材「三重の文化」の内容を題材とした教材、第2部のみを作成し、小学校低学年及び中学年のすべての児童分を学校備え付けとして配付をいたします。

また、昨年度、平成24年度ですが、そのとき作成・配付した「三重県 心のノート」の小学校高学年用、そして中学校用については、第2部のみを再度印刷をして、平成24年度に配付できなかった分を印刷して、小学校、中学校へ配付をする予定です。

2つ目の「配付規模」につきましては、小学校低学年用・中学年用として合計68,000部、そして、小学校高学年用・中学校用として合計56,000部の予定です。

3つ目の「ページ数」につきましては、平成25年度作成の小学校中学年用、低学年用ともに28ページとなる予定です。

4つ目の「とり上げる題材」につきましては、3ページの資料1をご覧ください。平成25年度作成の小学校中学年用は、7市町の題材、小学校低学年用も7市町の題材となっております。これらの題材の選定については、教材「三重の文化」から題材を選定しているということ、そして、各市町との間で協議、調整し、郷土の人物、伝統文化から学ぶ内容を設定し、小学校及び中学校用の4分冊でトータルとして29市町すべてに関係する題材が入るように計画しました。郷土教育教材である「三重の文化」の題材をもとに、道徳教育と郷土教育を一体的に展開する趣旨から、「郷土愛」に関する内容項目が多くなっておりますが、道徳の内容項目のバランスに配慮し、できるだけ幅広くカバーできることも視野に入れて、各市町との間で協議・調整し、決定いたしました。

5つ目の「内容」につきましては、資料2と資料3を併せてご覧いただきたいと思っております。今年度、近々印刷業者に印刷をかける予定のもので、各題材とも4ページで構成しております。これは昨年度に作成したものと同様です。

それでは、資料2の1つの題材を例に取ってご説明させていただきます。資料2の1ページ、2ページをご覧ください。資料2は小学校3・4年生用です。その1ページ、2ページです。まず、本文につきましては、教材「三重の文化」の記述や、市町から提供を受けた関連資料を基に作成し、見開きページの上部に道徳の内容を示すタ

イトル「くらしや命を守る工夫」を提示し、見開きページの右端上部のところには、道徳の内容項目のキーワード、「やくそくやきまりを守る」、そして「ふるさとのよさを見つけて大切に」を示させていただきました。

なお、本年度は、小学校低学年用及び小学校中学年用ということですので、読解力、理解力等に係る発達段階を考慮し、文章の表記を工夫し、低学年、中学年それぞれの子どもが理解できるような形にさせていただきました。それとともに、漢字の使用、ルビの付け方についても配慮を行いました。

次に、資料2の4ページをご覧ください。「考えてみよう」、右下のところですが、これについては、これらの題材を活用した道徳の時間の指導展開例として、発問を1番から5番まで設定しておりますが、1番、2番については、事実の確認として、人物の気持ちや思いを考えたりする発問です。3番、4番については、ねらいに迫るための思考を促す中心的な発問。それから、5番、これについては、学習内容を一般化して考えたり、発展的な学習につながる発問で、大きくはそういうような発問の形で構成をしております。

資料の2ページへお戻りください。6つ目の項目の「配付時期」についてですが、3月末には各学校に届くように準備を進めているところです。この小学校の中学年用、低学年用の使用については、来年度からになります。

今後の予定ですが、各学校において道徳の全体計画や年間指導計画に位置づけられて、計画的に活用が図られるよう、県教育委員会で「三重県 心のノート」を活用した先進的な取組であるとか、あるいは、効果的な活用方法などを各市町から集約しまして情報発信を図るとともに、道徳教育の一層の充実に向けた取組を進めていきたいと考えております。

【質疑】

委員長

報告2はいかがでしょうか。

今、この2つの小学校1・2年生、3・4年生用を印刷にかけていて、今ある5・6年生用と中学校用は、4月からは国が分厚い部分については全部配付をするので、後ろの部分の県の内容の部分だけを作るということでよかったですか。

小中学校教育課長

委員長がおっしゃるとおりでございます。昨年度はこの冊子を、小学校の高学年であれば、5・6年生ですので、どちらか多い学年、1つの学年分しか予算の関係で配付をしませんでした。中学校は3学年ありますが、1年生から3年生までのいずれかの一番多い学年の人数分を配付をしましたので、今年度については、第2部のみを残りの配付できなかった人数分、第2部のみを印刷して配付をさせていただきたいという形です。

今年度作成のものは、すべての子どもたちの人数分、小学校の低学年用と中学年用は第2部のみになります。配付をする予定です。

委員長

国の予算措置で配付されるのは、全員分が来ると。

小中学校教育課長

そういうことでございます。

委員長

そうすると、今年はどういう風に使ってたんだろうか。

教育長

そういうことですね。

委員長

例えば中学校であれば、人数の多いところに配付したんでしょう。

小中学校教育課長

例えば中学校であれば、1年生から3年生までのすべての子どもが一斉に使うことはそう多くはないと思いますので、一斉に1つの学年は同時に使えるような冊数分を配付しましたので、第2部の部分は、学年で使用可能ということになってきます。

委員長

その学年で使用はしているけれど、中学校でいえば3学年が全部やっているというわけではないということですね。

小中学校教育課長

冊子を活用する部分につきましてはそうです。

柏木委員

時間ごとの回収じゃないんですか。学校での保存ですよ。

小中学校教育課長

学校備え付けになりますので、生徒一人ひとりへの配付ということにはなりません。

柏木委員

使いたい学年がそれを使うということで、また、学校に保存ということで1年、2年、3年それぞれが学校の中で使っていくという形ですね。

小中学校教育課長

そのとおりでございます。

森脇委員

ということは、児童生徒個別に配付しないということですか。

小中学校教育課長

個別には配付はしてありません。

委員長

これは、4月以降はどうなりますか。国が配付するのは全員分、他の教科書と同じように1冊持つということになるんですか。

小中学校教育課長

国の配付の心のノートは個人配付ですので、子どもが持ち帰ってという使用になります。

委員長

それにこれを合わせて配付するという考え方ではないんですか。

小中学校教育課長

この配付は個人持ちではなくて、学校備え付けということです。

委員長

この三重県版だけ抜いたものも個人配付ではないんですか。

小中学校教育課長

個人配付ではないということです。児童生徒分を学校へ配布します。三重県独自に作成した部分については、今後、県教育委員会のホームページに掲載する予定ですので、学校で活用していただくことも可能となります。

森脇委員

ちょっと重いですね、確かに。だから、これは個別に児童が持って帰ったりするのはなかなか難しい重さですね。

ただ、使い方として教室だけで使うというやり方しか可能性がないという風になってしまわないように、例えば、これを読んできて欲しいという教師の例えば宿題の出し方とかを可能にするために何か方策が必要かという気がしますが、いかがでしょうか。

小中学校教育課長

学校の活用で聞いておりますのは、配付した冊子の必要な部分について、そのページをコピーして、そのクラスの子どもたちに配付をして、家庭へ持ち帰ってお家の人と話をするとか、そういった取組をしている学校もあると聞いております。

森脇委員

先ほど紹介していただいた資料などの水争いの話とか、例えば社会科の副読本とどういふふうが違うのでしょうか。例えば、社会科でもおそらく郷土の歴史とか、そういったことは資料として多分作っているんじゃないかと思いますが、作ってないのでしょうか。それと、例えば、この「考えてみよう」というところでの中身と、多分観点が社会科的な観点と道徳的な観点が違ってこなくてはいけないと思いますが、その辺りはどういう工夫をしていらっしゃるかお聞きしたいのですが。

小中学校教育課長

この道徳教材を作成するときに、「三重の文化」を郷土学習用教材のテーマや中身を参考とさせていただきましたが、そのままここに掲載しただけでは道徳的な資料としては取り扱うのが難しいということもありましたので、1つは道徳教材として今回の小学校低学年、中学年用については、別の資料も市町教育委員会等からいただきながら構成を考えました。

それから、設問についても、先ほど説明のとおり、道徳の授業として展開するうえでの発問構成というような形で、1番から5番までのようなものを工夫をさせていただきました。

委員長

だから、森脇委員がおっしゃったけど、郷土学習の教材とはひよっとすると重複することはあり得るということですね。ただ、それはあくまでも29分の1の話だという理解でいいんですか。

小中学校教育課長

そのとおりです。

委員長

それはあり得るということですね。ただ、観点は郷土学習と道德とで発問などは大分違うだろうということによろしいですかね。

小中学校教育課長

あと、各教科の指導と道德教育は完全に切り分けてというものでもありませんので、これは道德の時間に使ったり、あるいは教科の時間に使うことも可能です。それから、道德教育については、道德の時間だけではなく、各教科等においても指導をする内容として国から示されておりますので、郷土学習教材は道德教材としては使えないということではないと思います。

委員長

どうでしょう、よろしいでしょうか。

教育長

「三重の文化」というのは今、どうやって使われているの。使われていることを把握していますか。

小中学校教育課長

この「三重の文化」については、中学校における郷土学習教材で100%使っていたきたいということでこれまで取り組んでおりまして、昨年度の実績からすると、学校数でいうと61.9%の使用率でしたので、いろいろと働きかけを行ってきました。使用については、社会科の時間や総合的な学習の時間を中心に活用をされているところです。

教育長

60%では意味がない。100%にしないと。そこをもう少し指導を強化しないと、60%でよしじゃなしに、100%にどう上げていくかということを考えてもらわないと、郷土学習の副読本がある市町もあれば、ないところもあると思うので、そこはちゃんとしないといけない。100%に早急に、1年や2年ならいいけど、配付してから3年くらい経っているわけですから、熊野古道編とも併せて、来年は熊野古道が世界遺産登録10周年で、三重県の子どもたちが熊野古道について語れるようにしないといけないと思うので、是非、その辺りは100%を目指して取り組んで欲しい。

小中学校教育課長

分かりました。

委員長

それはぜひお願いしたいと思います。

報告2についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

・審議事項

報告4 三重県記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財の選択について（公開）

（田中社会教育・文化財保護課長説明）

報告4 三重県記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財の選択について

三重県記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財の選択について、別紙のとおり報告する。平成26年1月23日提出 三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課長。

1枚めくっていただき、昨年12月27日の三重県文化財保護審議会におきまして、立阪神社獅子舞につきましては、新たに選択する記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財として答申を受けたものです。

7ページの三重県文化財保護条例第34条の第1項あたりをご覧ください。文化財保護条例におきまして、県指定の無形民俗文化財以外で特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるという規定がございます。

今回の事例につきましては、周辺に同様の民俗文化財があり、そことの差異が明らかになっていないということから、保護審議会におきまして記録作成等の措置をとり、この文化財の価値を明らかにするようということで、選択するよう答申が出されたものです。

【質疑】

委員長

報告4ですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

・審議事項

報告5 三重県指定有形文化財の解除について（公開）

(田中社会教育・文化財保護課長説明)

報告5 三重県指定有形文化財の解除について

三重県指定有形文化財の解除について、別紙のとおり報告する。平成26年1月23日提出 三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課長。

1枚めくって別紙をご覧ください。今回、三重県指定有形文化財の指定解除として、専修寺山門、専修寺唐門、専修寺御廟拝堂及唐門、この3件を指定解除として提出するものです。理由としましては、9ページの文化財保護条例第6条第3項をご覧くださいと、県指定有形文化財において、文化財保護法第27条第1項の規定に重要文化財の指定があったときは、当該県指定有形文化財の指定は、解除されたものとするという規定がありまして、1ページに戻っていただきますと、今回のこの3件は、平成25年8月7日に国の重要文化財に指定されたことから、県の指定解除を行うものです。

【質疑】

委員長

報告5についてはいかがでしょうか。

柏木委員

教えて欲しいのですが、国が指定すると県は解除になるということなんですね。もし県が指定したら市は解除になるんですか。

社会教育・文化財保護課長

市の条例においても同様の規定が定められており、県の指定になると市の指定は解除になるという規定がございます。

柏木委員

分かりました。

委員長

文化財のヒエラルキーなんです。国と県と市とその他の保護指定されていない文化財というので、こういうシステムになっているという理解です。

他にいかがですか。よろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -